

第1 監査の対象

白山小学校、勝川小学校、高座小学校、玉川小学校、松原小学校、大手小学校、中央台小学校、出川小学校、藤山台中学校、柏原中学校

第2 監査の期間

令和3年8月19日から令和3年10月28日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、小中学校の施設等の維持管理を始め安全確保、財産管理等に関して、春日井市監査基準に準拠し、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴取及び現地調査を行った。

なお、監査は主な着眼点を次のとおり設定し、対象となる事項について調査を行った。

1 小中学校の施設等の維持管理

- (1) 運動器具、施設等の破損や老朽箇所はないか。
- (2) 施設等の清掃、除草、せん定等は適切に行われているか。
- (3) プール、トイレ、水飲み場等の衛生管理は適切に行われているか。

2 小中学校における安全確保

- (1) 運動器具、施設等の保守点検は適切に行われているか。
- (2) 避難・消火訓練等は実施されているか。
- (3) 薬品・刃物類の管理は適切に行われているか。

3 小中学校の財産管理等

- (1) 建物等の維持管理台帳の作成、管理は適正に行われているか。
- (2) 施設の整備は、計画的に行われているか。
- (3) 庶務事務は、適正に行われているか。

第4 監査の結果

白山小学校始め 10 校について調査を行った結果、施設等の維持管理、安全確保、財産管理等については、おおむね適切に行われていると認めた。

しかし、一部の小中学校において次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 小中学校における安全確保

ア 電気施設の管理が適切でないもの

グラウンドに設置されている電気ボックスの塗装が劣化し鉄部が腐食していた。

感電等の事故の発生が懸念されるため、早急な対応をされたい。

(藤山台中学校)

(2) 小中学校の財産管理等

ア 行政財産目的外使用の許可が適切でなかったもの

グラウンドに設置された物置(地元スポーツ団設置)の行政財産目的外使用許可申請の手続きが取られていなかった。

春日井市財産管理規則に基づき、行政財産目的外使用許可について適正な事務処理をされたい。

(松原小学校)